



重修真書太閤記

八編
四

~13
459
74



18 特
門 459
卷 71



重修眞書太閤記八編卷之十

紫野大徳寺法事執行の事

并焼香前後争論の事

右大臣家の御為七々日の御忌御追福の法事紫野大徳寺に執行せられしは織田家有縁の大小名洛中洛外に参集して關札をうつ高賈東西に奔走し牙僧朝暮に往來して繁昌言語の心切とし羽柴右少將秀吉諸軍勢を醍醐山科小栗栖花山舟岡紫竹鷹ヶ峯河合賀茂大宮の森御室鳴龍大澤嵯峨大堰梅津桂の里久世鳥羽四塚東寺をめぐり四方へ黒田蜂須賀淺野大谷神子田仙



大問已八編卷一

石等をとりし諸物頭諸大將を分遣し相圖次第に大徳寺を取圍むべしと約束し又諸國の大小名上洛しつれを諸同勢も多かるべし能々印を定め合詞を以て混雜せざる様し示し合を又小川土佐守羽田長門守栗山修理亮木下將監等に禁裏の諸門を警固して雜人の闖入を以しめさせ増田仁右衛門尉長束大藏杉原新右衛門等ハ大徳寺の門内ニ集會して法會の要事衆僧の雜用をとり賄ふべしとあり生駒別所小西等ハ二千餘人を率し寺門の外を固めて非常ニ備へあつ寺内の相圖を司る舎弟美濃守秀長ハ總奉行あれば寺内寺外すべて法會の大小事を司る凡大徳寺より四方三町の間ニ役

所を構へ番兵を置黒鉄五百余人對の法被し脛切着六尺五寸の櫓の木の棒を取て往來を改り作法を正し斯て當日にありしあは羽柴右近少將秀吉長谷川丹後守前田民部卿法印玄以し三法師君を守護させ其身ハ於次丸秀勝並に加藤福嶋片桐石川脇坂堀尾平野一柳糟谷石田佐吉等を隨へ旗本の兵士千五百餘人を引率して子丑の刻ニ大徳寺方丈に入ら万事を指揮し諸將の參詣を待居たり夜もりのくと明くる頃より諸國の大小名同勢を以て寺門三町の外ニ留め次第を守りて參詣すまづ一番は北畠中將信雄郷家老星崎長門守を召具しあは二番に神戸侍從信孝朝臣これら家老津田

大内言ハ終老一
監物を召連あ次ハ御臺所の御名代蒲生右兵衛大夫
賢秀その次ハ柴田修理之進勝家龍川左近將監一益丹
羽五郎左衛門尉長秀をまゝり諸家の名代酒井左衛門
尉直江山城守福原越前守中川主馬首谷川市大夫以下
威儀を整へ次序を守りて参入す進退の禮節故實よ
わあひ應接乃式代作法をまゝさば嚴重に温和
の氣のどやあり各客殿の内儲の坐し者ハ羽柴筑前
守出向ひ三法師君の御意よ故右大臣家七々の御忌
に付大徳寺の法堂よ法門の龍象を請し追福の法筵を
開うれゆに付結縁の為上洛参詣の条總見院殿大相國
尊儀よもさぞ御満足よかりりされゆをんと思

召し追付法會の席へ御入りゆく其時まご御案内仕る
べくゆそれ追ゆゆし休息あはせられゆ様やまごの御
事にゆと演説しあへば北畠神戸の君達も柴田龍川以
下も一同承をせぬとつらへられバ秀吉ハ内へ入
酒井直江の面々筑前守の申す處道理至極あれバ舌を
振めてぞあつこもる良ありて筑前守立出法會の坐し
者もあつこを由を演説しけれバ各坐を立く法堂小入
客殿より法堂まで建道を敷左右よハ白綾の幔を垂た
り本尊の前よハ龍肝鳳髓四海の珍味山野の花實を供
ト金銀瑠璃七宝象嵌の花瓶あハ金の蓮花銀の沙羅樹
を樹獅子の金爐よハ沈水黄熟の奇楠を焚雲脚紫檀の

机ハ蜀紅の錦と敷御位牌の前ハ刻絲の錦の帳ハ水晶の簾を掲げとせバ魚腦の燈ハ輝き合て煌々ハ百八の蓮燈ハ煩惱の闇を照し千佛の影向ハ菩提の縁を引其側ハ八宗九宗の碩徳結縁薰修の為ハ陪從より導師ハ大徳寺百七世笑嶺宗訴大和尚あり開山宗峯妙超和尚より八世大仙派の祖古嶽宗直和尚の法孫とゆやこ多し續いて春屋宗園古溪宗陳仙嶽宗洞一凍紹滴あどいハ弟子前後左右ハ隨身ハ諷經回向懺法施餓鬼讀經轉讀頭寫の作善に及べハ伶人音樂を奏ハ大衆回堂散華終せハ笑嶺和尚拂子を取御前ハ向ひ焼香ハ終り列坐の諸將ハ一禮して倚子に著ハ素絹白袴着たる行者

立出て御次第ハ循御焼香あるべくゆとやて元の坐不着とき前田民部卿法印玄以これも同じく素絹白袴を焼香の順次書たる巻物を三方ハ載て坐不着巻物を開き一見ハ元の如く巻納り双眼を閉て黙然たり柴田修理進勝家玄以法印御焼香の順次を讀ゆといへども玄以眼を開うハ勝家大音聲ハ君達の御焼香こそ第一の順あるべくれを御焼香あるべくゆとやを時星崎長門守進出北畠殿より外ハ第一番の御焼香あるべくゆらびのぞ中將殿御焼香被遊ゆべくゆとや上れハ信雄卿鈍色の袍ハ薄淺黄無紋の奴袴黒造り此太刀纒を巻て香包を取あハ處ハ龍川左近將監進出

憚多きヤ條よりゆへども信孝朝臣ハ御官卑くゆへ共實
をりせば信雄君の兄君よりゆへども其上御二人様にて
日本國を半分づつ司とせむ御身あり一二の順を
立へりらば御二人御一同に御焼香然るべく存ずるハ
如何柴田殿の御旨を承り度とやせむ勝家にも兼て
中合とてこれハあり三法師君の出むをぬを幸とて
ゆへも龍川殿よりこそ心付むひとやせむ神
戸侍從信孝朝臣同く鈍色の袍よりをあさき奴袴
黒造りの太刀巻纓りて香包を取む一時左の方の幔幕
の内より寺内より響く大音に御焼香志をかく扣む
と云列坐の面々肝を消何とに中と驚き騒ぐはより兩

君達もそのまゝ着坐しゆへも兩家老も柴田龍川も
氣色をぬへ眼を見たり居たりけり折しも静中に
幔幕をあらせ立出る羽柴右近少將秀吉鈍色の袍
よ白淺黄無紋の奴袴黒漆無紋の太刀をもち三法師君
ハ七歳未滿よりゆへども共御遺跡御相續の御事なれば
白綾の衣小白袴黒漆の御刀を帶させぬを抱き奉り
其跡よ長谷川丹後守薄墨漆無紋の直垂を着して從ひ
まゆを引つゞきて加藤虎之助同孫六福嶋市松片桐
助作石川兵助平野權平糟谷助左衛門脇坂甚内其外暁
近の侍十六人薄墨漆無紋の上下の袴の側を取黒漆の
打刀を帶して供奉したり其様ゆへも丈高く骨太く

一人當千といふも若者う八方へ配る眼の光りす
 まぐく鬼神といふとも取ひくべき勢い何き面を
 低て手を拱く心地よりし有様あり總見院大相國尊
 儀御牌前よめて設けし御膝突の板茵纏網あけぬ白
 綾白絲の組をわけし大臣の御物具とをくられたり
 つつつけたる若君のおえその如き御手して金の香
 爐に薰する黄熟香の色も香も知人ぞく御行儀さ
 う右大臣家の御孫と皆人感涙をあらしてわく
 の拜えけり筑前守眼よ角たぐ北畠殿に御焼香よ
 りまの第一よ御牌前にく右大臣家御事よりし由を
 聞いりあくら性質柔弱あらる故よ出陣よ及びあ

ら臆病神よさをれ万一明智軍勢清洲へ寄もやを
 んとの比怯あくらう二萬餘の人数を引率くあくら
 坂の下より引替つるハ何事を右大臣殿さくも執
 思召つる安土山形是を明智と取れしと口惜しと
 ハおもれずや母御臺所をぐり親しき方々の日野へ
 退散しあををば知をあらざるや知るも明智こそこれ
 御迎りも出立あをさる御心の底の拙さを自省し自思
 ひあ次よ右大臣家の御遺骸ハ何とあををあひに
 中と思召さるるにや下々の諺よ子ハ親の骨を
 拾ふりのあれなりやぞや夫を更よ尋求る御心もまし
 中さぬる是も明智こそく思召立れぬ次よ御初月

忌御七々の今日追御佛事の御沙汰もあさむ何と
りそれゆを是等ハ不孝の第一に當りゆ能々御思惟ゆ
も御子たりとも我々顔ハ御牌前ハ近づきあへべき
ゆそれありとや近づきあへとも故殿の御受あへん
さや是ハ秀吉がゆをゆを故殿の御意とあや
りせ故殿の御為ハ勲功ありつるりのが奉る御焼香を
第一ハ受させあへなく存ゆあり依て北畠殿ハ扣させ
給ふべき由を申す神戶殿ゆ能聞しめされハ故殿
の仰より紀州鷺森へ向ひあひし其功も立ハ大坂
へ引取尼崎ハ入る數日を虚くし秀吉を待て切上りむ
ふ臆病ふまらさすや且父の仇を猶豫しあひし不

孝の罪ハ北畠殿とあやゆ只秀吉とゆり山崎へ
出陣ありしに故殿の御怒もいつかあはけゆべき
其後とも御遺跡を争ひあへども故殿の御為ハ
御追福を營むゆ御と何事ゆ大小の差別ハあれ
ども不孝の罪高くまらさすや容易ハ御牌前ハ向を
あへべきにゆゆ志をらく功臣の後ハ立て前非を後
悔あるべくゆゆを聞もゆえハ勝家大ハ怒り筑前守
左様ある虚言を云とも誰ゆハ誠とありあべき三法師
君ハ汝が強て御家督に立ハ處ありてゆゆ三歳乳の
真に深あゆ御口ゆ何言を仰らるべきぞ信雄信孝
兩君達ハ正しく故殿の御子といひすてに其方も天下

の執權ハこの勝家三法師君の御後見ハ兩君達とや
る非ずや然るを今日執權たる勝家が前をも憚り
び兩君達へ過言をす以慮外千萬つめ殺して呉ん
と立上り切バ三法師君少くも祖父めと御眼を
らをあひ御刀の柄は御手を掛あし勇武の御氣色自然
にそおさる天下の武將と列坐の大小名舌をふる
わしこそけり流石の勝家もありの跡へ引下り恐入
るぞ平服す秀吉すこしもさるわ右大臣家御牌前と
いひ御遺跡御相續正嫡正統たる三法師君の御坐近く
尾籠の振舞君臣の道主従の禮儀も辨へぬ愚癡短才を
以て天下の執權とハ片腹つし但力量ありて義理を

知ぞ猛烈にして禮節あさハ牛馬あり牛馬に比し
のよ子細を説と如何あれども勝家其方ハ故殿の御許
もあはれよ越後國を切取んと請中つるに非ずや然して
上杉の為は追迫られ辛くして越前國へ引取切バ故
殿の御事ありし告を聞ども早速切のむるもあら
び秀吉が明智を討し由を聞て手を合せざりしを悔
むのゆかり清洲み衆上して御遺跡を争ふを勧め衆
らをしハ何ある心はやといふ只秀吉が手早く明智
を討しを嫉くありぬ故のあり北畠殿と云ハ伊
勢國の源氏あり神戸殿といふハ伊勢國の平氏ありて
然も同姓あれども養父の藏人殿ありませバ當家の後

見を頼たのみしゆせん因縁いんげんもあは是ハ瀧川左近の塔とい
ふを以て思ひはれし處あり御遺跡の定も然とあれ
ども御弔合戦御送葬御贈官位さてハ安土よわをしま
は御臺所みだいどころすまは幼稚の君達の御上り先さきなるか
先よすべき大切の事ハすまは筑前よまけつれば負腹
たちそ筋違のとの謀りつるを故殿の御意よはとや
あはれよむらどとわあがりめ故殿の御為を打
すれ面々の身の上をの謀らふ不忠とやいせん不義
とやいせん不忠不義の身を以て故殿の御牌前みはいぜんお罷出
正嫡せいとく正統の若公の御前ともなむめは無禮無道の進
退誰りよくしといをさるんささんハ若君の御政事始

よはくきぢくとの御勅發をバ業りしあれと詞よとま
は理正しく説きけられて横紙やぐりの勝家氣息繼て
居たりけり瀧川左近將監よハ關東管領の職を許され
つれが關東を丈夫に踏鎮められんをハ其職と云べし
然るに關東の諸侍衆よ昔めれ其身をうり漸し遁上り
し何事ぞや路次遠けむ故殿の御仇を討て軍
よ合さるるを兼ても知れし事あるを仰をうけハ關東
を握て上りしハ不忠あらざや此を何と申譯らるる
哉前後を忘却しける狼狽武士の眼よハ正嫡正統の若
君の在はるも見らるるま故殿の仰付られし職分を
棄けらるるをたしめ急狀奉りそのちお御遺跡の事

に付て柴田と申合を我塔君と御後見の大任を寄奉り
其身天下の御政事を私せんとせし御後聞さむバ急度
中譯をりてのち御牌前へ出仕すべし

流布本筑前守の詞殺伐ありて條理正しむらば且信
雄信孝狩衣を著せし由を記を尤誤あり因て是と改
正に怪むとあり

然してのち民部卿法印焼香順次の巻を開きて高聲よ
讀上る第一番高山右近大夫山崎少て第一番に鎗を合
せし功よりりてあり第二番中川瀬兵衛同く二番小
鎗と合敵を多く討し功第三番池田勝入齋四番丹羽五
郎左衛門五番神戸侍従六番堀久太郎七番鹽川伯耆守

八番峰谷兵庫頭九番安部仁右衛門十番黒田勘解由と
順々に罷出るつづれぬ山崎合戦よりして大津坂本の
軍格別は軍忠を致し面々形り此十人終てのち北畠
中將柴田修理進細川玄旨森勝藏山岡對馬守筒井順慶
前田又左衛門佐々内藏助金森入道不破彦三佐久間玄
蕃氏家入道遠山近江守南条伯耆守以下二人の出て
未坐はと焼香あるべしと讀終れば勝家大に怒り眼中
朱をそそぎ立上んとするをりやゆあやなるのよ響
く鐵炮の音何事やらんと猶豫の体見上る雲間小赤白
の龍蛇の姿ひりけり浴中浴外東山西山の峯々に颯
と立ゆる大旗小旗北も南も貝鐘の音すさまじくあり

たの伏勢起り立大徳寺を取巻て蟻の出べき透間もか
 筑前守是を更に見ゆ中より柴田殿ハ老体といひ
 遠方よりの上洛さそめし肩腰のこゝろ筑前も
 して進どさつれど今日ハ若君の御傳あり加藤福嶋も
 和げの上やと下知すれハ虎之助市松もどり究竟
 の壯者立めんと肩腰のまんと詰のけたる柴田瀧川牙
 をめして悔れども其身只一人從者ハ此大勢も取
 こめられのこゝろ鬼とも組む若りのども左右
 に立て揉みくと呼ぶれ角てハ叶をじ云まると焼香
 勤りて歸らんと臆病第一の北畠信雄真先も進之儲の
 末坐よめこまり三拜して立ちぬハ柴田瀧川續きて

焼香いぬれたる嵐の如くして早々に逃歸りしハ氣味
 よりのける次第ありその次は諸國の名代引つぎきて
 焼香次第く退出すれハ筑前守の家人淺野彌兵衛
 蜂須賀彦右衛門を始順を守りて出勤を
 流布本焼香の次第區々して一定せ今大徳寺江
 右知座の書つる法事記よりして記し看人其異あり
 を答むるもあられ
 直江山城守よりて筑前守の容儀骨柄の凡人あられ
 正を見改りて筑前守は面會一二と物語りゆめく不
 思議の大將と見定めめハ越後よりくやの直上
 使者をのりせ厚く好む結びとあり

重修真書太閤記八編卷之十終

重修真書太閤記八編卷之十一

瀧川一益龍虎の計策を企る事

并一益勝家を謀る事

瀧川左近將監一益の織田家累代の家臣小由非ず
元來江州甲賀の侍ありしが其身の才覺を以て右
大臣家小重く用ひられ關東管領職として上州既
橋本在城一北條家を蚕食せしめ關八州を并吞し
奥羽まごも武威を炫々さばやと其工夫とりく
あるところへ右大臣家御生害ありつる由森勝藏
より注進ありしがこゝをい加ある世のあり

行ぞやと中流の棹を失ひつる意一々暫時の呆れ
て居たりけるが日々其沙汰世に傳はれ鉢
形の北條安房守厩橋へ寄るあんど風聞頻あり此
時一益ありへらく右大臣殿御生害と聞て信州甲
州の味方も氣力を失ひののみあらば一揆蜂起し
て勝藏の上方へ逃上り河尻の國人のさめお身を
果しつるとかや然らば兼て思ひしとハ成べくも
ならず其上の我一人何として此ところを持味
やべんや免おも角おも厩橋を棄上方へ上り伊
勢伊賀のうちゆる働くべし但此まゝこの所を立
のうは鉢形より舟慕をぬといよもならず然ハ北

條をたをありく安々と碓氷を越えやと思案し儲
こそ使者を立て安房守を欺きし安房守年若く
思慮淺りれは古兵の一益おはかりあり一益
清洲の馳舟しときり織田殿遺跡の評定すつる
跡ありし加ども一益ひそかお思ふなり三法師君
ハ正しく御世子中將殿の御嫡子お在せども僅小
三歳いまだ乳母の懐を出ず其を主と仰ぐ羽柴筑
前守ハ山崎の功高く坂本を潰し安土を復し御臺
所およひ幼稚の公達を安堵させさてまつり御遺
骸を埋葬し御初月忌を修し七々の御法事よりし
て御贈官位の儀すべて織田殿御子息衆の思ひ由

よりござる所悉く筑前守に奪われつれは何事小舟
ても筑前守に争ひがたきところありまして正嫡
正統の三法師君をりりあつたれは自然と
筑前守幼君補佐の任に任じたる勝家大老執權と
べしと云ふのでありて有名無實あり又信雄君ハ性
質暗弱ありて天下の武將と仰ぐに足らぬ我壻を
たり信孝朝臣ハ短勇ありて智慮足らぬこれと
人思ひつくところありいかんぞ国を治り天下を
安くするに足らんやさりやこの君達二人あが
り筑前守と鋒を争ふべくもあらず丹羽五郎左衛門
いにかある所存にや筑前守と入魂あり柴田勝家

一人筑前守とむかひより中河さき山崎より此
かとのと小よりいよく中河さきありと思はれ
たり其上に大徳寺小の始末勝家さぞ加へ怒り
しあり此人と筑前守と弓箭及むんとき前田
佐々等の勝家と同心すべし中川塩川池田等の筑
前守小就べし然しその戦ひ目とく龍虎の勢に
あつべしれは双方傷ひてたぬべしその倒るゝ
とき小のぞんで信孝朝臣を奉りて我天下を定む
へさありと心中小策を定めよづ何心あさ体して
勝家、旅宿を訪ひりり勝家ハ大徳寺小て筑前守
と争論ふ及びしところ筑前守が伏兵小驚かされ

怒氣満面どきまへふりりしれ胸中むねちゆう燬やぶるが如く思へどもす
 べく筑前守ちくぜんしゆ小先せうせんを取れしは凄々せいせいとて寺内じうちを
 退出しゅつぐし旅宿りよしゆくに帰りつるに旅宿といへ共筑前守が
 差配さばいせしところあり一飲一飯いつこんいつぱんも筑前守が執行しゆぎんふ
 ところあれは何事なにごとも心こころかかれ口惜くちやくしく腹立はらたてしと
 小速こすみう小旅宿こりよしゆくを引ひをりひ勝家かつかが心こころのよ、ある所
 に一日二日いちにちふたにちも逗留とらうし心静こころしずう小右大臣こゑだいにん家の御腹ごはらめ
 されし本能寺のんねんじをも拜まがみあかしく後帰國ごこくせむやと
 思おもひつるより然しかるべし在家ざいけ並ならふ寺院じゆんあどもを借かり
 と家来けらいをつかむしかたをせらるるに何處なんじもく
 筑前守ちくぜんしゆが郎等らうどう下部かぶあんと宿しゆくとありて一尺いちせきの地

ぞ小すき間まありさりバ今日けふ出立いでたてんと思おもひせめり
 故殿こどのの御名ごな残のこり本能寺のんねんじへとこ、ろざしよづ家
 来けらいを以もつて勝家かつか参詣さんぎ仕つかるべしといもてし小
 寺内じうちを以もつて筑前守ちくぜんしゆの人数にんずを以もつて嚴重じゆんじゆう小警衛せうけいゑし本堂ほんだう
 のちとりふハ幕打まくうちまいしとせんく他人たにんの立入たちいり
 べきやうをなれハ警固けいこのけのふかくといひ入れ
 ち、ハ我等われら式しきの心こころふく何なにと答こたへあるべきぞ筑前
 守しゆのちとちもかくもへし暫時しばらく待まちあへと云
 しかハ勝家かつか今いま一應いつおうするのちといひく立歸たちかへりつ
 るよりを云いふより勝家かつかおどり上ありくく口惜くちやくか
 れとせんかとあり如何いかせん筑前守ちくぜんしゆと一軍いつぐんせむや

と思へども侍とづか四五人具しとるよでのと
 むれハ筑前守が五六萬りやろらんと思ふ勢ハ加
 けりふべくもあらず越前へかへりく後と定め
 ところへ瀧川来りかハ呼入れて對面しは
 瀧川中へ筑前守が昨日の舉動を何とぞ思
 すりとい柴田どの、推舉せし中間立の木下藤吉
 郎今ハ中國の探題職播磨美作備前備中丹波山城
 の内二郡の領主羽柴筑前守その羽柴の柴の字ハ
 柴田殿の一字ありそれハ何と小口かこく
 旬りして無念とも口惜ともいふむろ無はれ共
 山崎坂本の軍功ハいふ小及はず光秀利三を日岡

お晒して故殿の御憤を休め御初月忌の施行本能
 寺の警衛七々の御追福大徳寺への納物衆僧の布
 施御贈官位の礼式さるハ我々ガ旅宿の賄すべく
 筑前守があせしところあれハ織田家累代の大老
 とる柴田殿も手おくれ者あふのあり筑前と争
 ふべき詞ありいかゆく腹をバいんとお風すや
 と問われ勝家大息つぎいかゆ由左近どの云
 る通りすべく筑前め仕あけされハ都ふてハ
 為べきやうあり因る本國へ引かえし能々軍勢を
 習練し筑前を打滅し昨日今日の無念をなすけ
 んと存し旅宿を引拂ひ可申存すところありと

いへば左近聞て無名の軍ハ勝利あり今日ど猿め
 があすところ織田家の再興を以て名とすれは何
 れへ向くも猿めハ忠臣あして節義高しこれく
 ハ主君の弔合戦をとりしるのみありは主君の
 仰をうけく罷り向ひし関東を棄て一揆をうみ追
 かけられ見苦し小体ぬり逃上り柴田殿お上杉
 ふ追をれぬひしと人ぬ知る然るも猿めハ高松
 を攻落し毛利の人質をとり加勢まぐ召つれし次
 第我等と日を同く去る語るべきおろりぐされ
 ば我等をハ腰ぬけ武士とせのりの笑ひふせられ
 づらんいかお口惜と由無念ともいへ瀧川などの

カづくあく勝べき筑前あらず柴田どの危ハ思さ
 ずやよりあく河の守りののと軍し負とらハ
 身の破滅いづれぬも時節をまちあへとりハ勝
 家いよく怒り瀧川殿ハ左守り筑前を恐れぬ
 ど某ハ筑前こもしと思はずいでく猿と一合戦し
 切く切て切りちりしああらずハ此身を捨るのみ
 いつまぐ猿めが靉びりのとあすべきやと牙をか
 むを見く瀧川の柴田お十分怒らせし是おてハ
 一定筑前守と弓箭お及ぶべし但この序ハ筑前お
 與力する衆ハ誰々あすやそれを見つべしと思ひ
 しハ勝家おす、免るやにるハ左母とお思召ハ

まづ田文を以諸將を招き筑前守由や與する我々
と同意するや否とゆふををありあへと云それ
勝家ぞ尤ありさらば諸大將衆を呼つて其
心中を察すべし但し柴田殿の旅宿もそれらに
宿もみよ是筑前がさしあてるところありは
小用心する共事なりれ易きものあり何れも
合すべきことゆへ柴田志ばらく案し御室こそ然
るべしれ山高うらざしく地廣く四方打ひりさて
かくれ聞へき陰もありとゆふあり然らば都の名
ごりを惜むとありと御室の山へ集會すべきよ
を合せてゆり是龍川が方寸より出て勝家と筑

前守と軍させ双方牛角の戦ひあらば互に傷く
べし又一方勝たりば勝たる方よりて自分
の運を試みんとす謀とぞささへり

龍川奸計諸將會合の事

并諸將兩雄の心腹を論ずる事

柴田龍川の廻文あり何事と知り知れども右大臣
家御遺跡の義あり付て内々や談ずる子細りとの
趣のへいづれも時刻とせえは御室の山に會合し
たりそれい誰々と云ふまづ一番丹羽五郎左衛門
二番小池田勝入齋父子三番中川瀬兵衛四番小
高山右近大夫五番小塩川伯耆守六番小蜂谷出羽

守七番小堀久太郎八番小前田又左衛門九番小不破
 彦三十三番小原彦四郎十一番小金森五郎八入道
 十二番小佐々内藏助等一人も漏す集會せり但し
 柴田ハ物蔭小加くれく出會せり今日俄小腹痛し
 て座小堪ひハ面々の意趣を一通小認めて見せぬ
 へと一益これを手傳へ次小一益やばるも一昨日
 ハ右大臣家七々の御法事ハ參詣し御焼香仕りつ
 れバりそヤ御百ヶ日までの御法慈も敷あふまど
 さすれハ面々御帰国あるべし國を隔壞をこへ容
 易ハ御出會もあるまじさまりそれハ付何ハ幼君
 の御為ハ思義を盡さるべき御心中少も疑ふべき

小りりども筑前守ヤせしところハ從ひぬふ
 り勝家ヤせしところの信雄信孝兩公達の御事
 いづれを以て尤と思さるハハや各々の御賢慮
 にはありしと云ハ諸將いづれも鳴を去づめく
 音もせり左右前後と互ハあし譲りて扣へたり丹
 羽五郎左衛門尉長秀ハ老臣の列といひ舊家ある
 ハ一番ハ發言あるべき小眼を閉て黙然たり是ハ
 柴田ハ我意強きを悪むを以てとかくの沙汰ハ及
 む池田勝入齋ハ性質急迫の人なれば進み出て
 瀧川殿の仰られぬとあむハ共何と申り事的情
 分さかしくハ我等ハ元より筑前守と同意ある中

を知さるべきそれらの事ありと云ふか、筑前
 を陥んとせしめられし意の底のさとあさを誰の
 よりとすべしと傍の御異見如何と大音小いもれ
 かの不破彦三原彦次郎兩人詞をそまへて
 池田殿の御御尤もれとて勝家北國の引取り
 さいのその據あふ次第は勝家武略の足らざる
 のみありは時の運ふより所と知べく御家督
 の評定とて三法師君あり小御幼年也へ信雄
 信孝兩君達を以てとすれり是利家小御例
 ありはと存せられり然るは筑前守の
 いもれし所ふくは勝家の宿老とす權もあくよと

七ヶ國總管領の勢もあくありは左の如く
 故殿の御定も自然と崩れゆえんと歎かしく存
 けしとすもてぬ小峰屋中川の兩人すこも
 えす原不破の二人の何をいもるや故殿の御定
 ありし七ヶ國總管領の勢をあくあせし誰が
 くあせし勝家武略短かく上杉衆も追立られ已
 身小て已と七ヶ國の管領職の勢を落せし
 何條筑前守がとすべし宿老ハ宿老とすの智
 あり器量もありてこそ宿老ある年の寄りと家
 筋の古きむりありてハ無は足利家小御例有とハ
 何をいもるそ寶篋院義詮公薨御ありとこ

庶苑院殿をツラ小十歳中へ御家督とありてた
 ちハ勝定院義持公慶御りし時長得院殿幼稚小
 かをませし加と御叔父義教公家督小立せぬ
 ちハ足利家小いづれ他家を嗣し御方の實家を
 嗣あひしを御例有ハとハ何を云れぬそや御邊
 達ハ柴田殿の尻舞し士之法由武邊のとも疎さ
 由へ左様のとをいれぬあり何あ聞と申柴田
 主家のとをい思て自巳の威勢を立んとて
 思てる、拙さ心小連ぬ面々申、武士の道小
 ハ疎かりりといれぬ原申不破申赤面しを
 居とりはるところ小金森五郎八入道熟と聞居と

りはるが各々の御論議まよ手を入るべき所あ
 一但し柴田殿ハい加ふ申嫉妬のこゝろ深くして
 とかく山崎の間申合ぬことを悔しとありふ所よ
 り筑前守をとおしりれんとせられぬ心ありと申
 申されす清洲申くの舉動ハ柴田殿の御負と誰申
 され申すてあり長濱所望のとよりしてすべし
 筑前守ハ腹立せんと謀られしと申く何あ加ちぬ
 長濱の城ハ入用ある申ゆ申す筑前守の長濱欲
 一といへばとて又ハ又京の旅宿を點ト難事と
 賄ありれしと日ごろ中のよき所しと申ありず疎
 さま親しき小より平等申せられしと並々の人の

及ふと申すに、これに誰人あらずもこの人の下
属むやと思ふ人いへどもこの人の手を放れ
柴田殿小属人と思ふ人へあらずもいへども
筑前守とてもつひ小織田殿の家老ゆき果
かそのところの知す何れあをのく偏執の野
心をすて、眞實小御幼君の御為第一とこ
けあり、争論お及びその有文すく我等あ
ご柴田殿の御下小居ゆへども時として迷惑
る旗頭かかと存ゆとさゆこれ有り因て人
ふありんと推量仕りゆとせバ塩川伯耆守あ
さま金森どの、仰せられゆところ御尤ゆ柴田

大正十一年

七

殿の北畠神戸の両君達を以て御家督お立
前守をうち滅ぼしゆえんとの内意お筑前
びゆハ、勝家まと神戸殿をも北畠殿をも
一やべくは筑前守三法師君を立ハ正統
ところハ議論おくゆへども是とて北畠神戸
両君さちを滅しべさ内意と見えゆされ
前とくも織田家の忠臣といゆされすゆ
只今筑前守人の目を驚かしゆほどのとを
田どのの眼前お人ゆうとされゆ行状をい
ゆこれを以て勝敗いにかれべくとせバ瀧川
左邊將監いづれりの御りのかたり耳を新
致

大正十一年

三

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

重修真書太問記八編卷之十二

勝家秀吉を討んと謀る事

并龍川一益勝家を諫る事

柴田勝家羽柴秀吉心中不快を懐くと云ふ由表

小ハ柴田勝家織田家の大老とて執權の大任を

奉ト羽柴秀吉ハ幼君を補佐して京都の守護を掌

り互ハ水魚の如ク瀧川左近將監一益ハ両雄相争

そしめり鶺鴒とあり其身漁父の利を得んと謀

りまづ勝家小説て十分の怒を起させ次ハ諸將を

集めり勝家ハ與するや筑前守ハ附やと云ふを察

せん為御室山不ふ會合一池田中川高山塩川蜂谷
の筑前守不ふ属一不破原金森前田の人々といへど
も勝家不ふ満みざるを知らざるといへども丹羽五郎左
衛門尉ハ何れへ荷擔するところを知らば然らば
勝家を是とする人ハ少く筑前守を善とする人の
多きを知るがゆへに一益の心中ハ一計を生
一諸將の退散を待て勝家と此事を議せんとする
ところへ大和の筒井順慶法印入來のありを通す
順慶法印ハ大和國郡山ハあり有勢の大者あり
今年三十四歳血氣すぐハ強く思慮とくありさ上
ハ松倉島の両家老よとささくハくる勇士あるのそ

ありハ智謀のりのありハかハ柴田龍川左近將監
ハ廻文を見く我家織田殿の思を蒙り大和國不
主とるといへ共織田譜代の侍と由と一列あり
あされんとい大織冠の御影不ふ對たいく勿体あり去
とく廻文を得て行すハ瀧川紫田不ふ悪あくくせら
るべし天下のさよ未と定ありハ彼等と中とがハ
せんハ宜よろしかりト何とすべしヤと思案するハ遲
参まりハ評定のたてとらん頃こそ然るべしれと決
著ちしとてこそ諸將の退散せしころハ出来り
かれ瀧川筒井不ふ向むハ陽舜御房ちと御遲参まりて殘
念ねんハ只今評定大うと果くハあり池田中川あど

の議論のすばしく遅まきと蜂屋金森の異見い
づれも其理至極しく筒井殿の御意得いいかい
ゆえんつらん御腹藏あく御語りゆへ我等は憚見
をえたるけしさんといへば順慶法印袖かき合せて
何事の御評定々不審少あかりぬのふありぬ某
事の故右大臣家の御思ふより大和一國の主とも
ありゆへは新参あがり重思を思へば故参の歴々
小由まさりきゆえんされば父とも頼みくゆひ
明智小従を山崎の軍小由筑前守小由手を合せ
てゆ故右大臣家御遺跡の御事ハ三法師君御相續
りそむいゆて筑前守御後見申上織田家の御大事

ハ柴田殿宿老としく執權とる趣ゆへハ是もと
我等式の免角やさんやあく其うへ小いさハ
透とるところあくゆへ何の了見ゆべさこ中
小舟く瀧川やゆり其事ハさゆゆえん此間大
徳寺小く筑前守のゆされゆ所ゆへハ修理進
め両公達まぐ右大臣家へ對し不孝不忠とありゆ
へ共ゆまり色ゆ香ゆあさゆ分と思これゆ
舟修理ゆ両公達ゆ筑前守を定め恨みられゆ
んり上ハ苦笑ひく底ゆ刃を磨さゆゆあく
御幼君の御為小ありゆあぐこのところをい
ふらとり扱ひゆ修理ゆゆ両公達ゆ少づ

の道理を立度でんしゆくこそ加すし御入を
わかれ順慶い加ゆ此所いど筑州のいれし所
言葉小角立さきこへ共我等筑州のそいめ
小三法師君の御意ゆこすこれの間筑前守の詞小
く筑前守の詞ゆら故殿の三法師君小舟玉
ふく仰うれし御詞と誠小身の毛よとつて承り
ゆへにさらし筑前守の私と思ふぐり瀧川殿ハ筑
前の言ひ條と聞し名し裁それゆへに御聞さ
へかと思しれし林佐渡守佐久間右衛門尉あどを
殿の御勘當何そむしひし御旨を以て推量仕り

へハ両公達も修理殿も筑州のいれしより
今すこし手づよく仰せられしんかと思しれし
順慶誠のす取ゆえに旅ハ僻心得り能々御勘當
すべくし筑州末に存せん今までの故殿の仰を
背くれしと一度もこれあく此度の始末に勿く以
て鬼神の如く存せられし然れハ夫を彼是と仰せ
られしハ大功を嫉まれしところありの悪意と思
ふれし又い加ゆ道理を舟度ゆて由一手ゆく切取
可しと被仰立し越後を取玉をぬし御誤と存し
この一條ハ何と仰せしやれし哉と順慶ハ胸を
ハ寒ししハ両公達も筑前守のすされし條々ハ御

大月己八編卷一

誤相違なく左ハハ是又故殿かきしありハハ
ハ急度仰分らるへく御仕合ハ故殿御果被成り
後ハくゆと云ハ瀧川ハか返し云べき詞あり
くさうつあひく居たりしハ順慶ハ座分り
く思われ四方山の秋をのみぞ眺り丹羽五郎
左衛門尉をりめより言ずし居たりは瀧川
お向ハ先刻より各々の議論よお道理至極ハお
ぼへたどし柴田羽柴いよとらうをれく不平と
りふゆこれあく大徳寺ふくハ色とあり見えし
ども筑前守の説得せしあり柴田ハ得心し両公
達ハその詞ハ役をせし御焼香を勤られしハ

それ又とり上り柴田ハ利運ハあるべき筋を立
ゆ共世話ハ六日の菖蒲ハハハハずや筑前守ハ
ハ猶さらのそふ依り五郎左衛門ハ心ハくハ瀧
川殿のかれこれ御配慮ハせんあさ事あらずや
柴田ハおられ筑前守ハおられ家初ハ事を起しハ
方こそ御切君の御為を思えぬ不當人トハべし
ハ我々をどが免ハ角ハ却て宜しからす親ハ
ハひどふく能々和解あるべき事と思われハ云
ハより瀧川ハ序ハしと思ひしハハハハハハハハ
羽どのの御せられし事ハハハハハハハハハハハハ
田ハ某ハ年ハ相當ハハハハハハハハハハハハハハハハ

六月己八扁卷十二

五

平らぎゆやうの諭しゆえんと云ふより何由瀧川
殿あらで柴田殿へ言ふべき人あるもどと式代す
るを志母ゆしと此日の集會ハまつ果おはり元來
瀧川の諸將の心を伺ふを以て主とせしおいづれ
も柴田を疎み筑前守を引られハあくるり容易ハ
事を起すとも鵲蚌の勢ハ及ぶあどと思ひしうハ
又種々ハ工夫をこらしりるところハ勝家ハ諸將
の心をさしこいよく憤怒しこの上ハ勝家一人ハ
ても秀吉が方へ押よせ運を天ハまかせく一勝負
せむやと競ひ立ちるを一益志きりハあし止久く
しゆるハ柴田殿をさうハ思をれハ事理よく聞へ

ハ我等ハ織田家新参あれども筑前ガ所置さうハ
心ハ應せすハさりあめら彼奴ハ面ハ忠義を立
下萬民をあつけハ間京都の町人ハハ及むハ寺
社のいのちも彼の猿めハ財寶をわしやすあけ
與ふるを悦びゆこれハ心服しハハ我々ハか
やハハ中をもちや筑前ハ告るのハあるべし又
公家并ハ地下官人どもより内裏の御賄よて厚く
心を寄る奉公志とるまれば上の御首尾よく何事
ハもられ筑前ガハを能御取用ハハハ洛中ハ
て彼猿と弓箭ハ及びハ共十ハハハその功りま
くハ今志を堪忍ゆる本國へ引返し味方と牒

合せ筑前守のいさ、加ゆも御幼君へ對し不
忠らしきその出来し時ゆそれを鳴し討つけい
ハバ猿が偽一時の露顯しゆえん、そのとこハ十
全十勝たるべくゆと諫められれば勝家もあこ
老練の古兵あり直ハ瀧川が中ところを會得し何
さまゆも都ゆ合戦ゆ及びゆハ勝利の母とお
ほつあまく犬死しく笑をせゆ傳へんとも残念を
り然らハ瀧川殿の仰ゆ従ひまづ歸國仕るべし但
猿ゆ無沙汰ゆ都を發足せんも如何あり又此方
より歸國のときや出てハ猿ハ進退を請るゆ似と
りこれをハ何と計らひゆふぞと問をれハ瀧川

す、某もそのとを案ト居りゆ、三法師君御在京
よハこれハ誰が身ヲ取ても主君あり主君ハ暇乞
とハ尋常のとあり何の恥辱と云とゆいべき明朝
三法師君の御座す三本木へ参上し御前へ出仕し
其上より御暇をゆいせん、と云られハ勝家も尤々
と同心し若かれハ若君へ御目見への用意すべし
と俄ハ奔走して献上の品々をとり整へ明れば紫
田瀧川うち揃ふハ三本木の仮御所へ出仕し御前
をゆられハ若君御出りゆ御側近ハ兩人をゆさ
れ祖父と上意有りハ加ハ御上段御際の下まで進
みしとこさいくつ々御側小置せられハ御刀を取せ

二月八日

られしこれをとらすとの御意より兩人とも頂
 戴して御次へすべり出旗檀ハ二葉とかや生ささ
 かそろし若殿やと舌を振ふて居るところへ
 丹後守と民部卿法印立出兩人とも帰國の御暇下
 されいとヤークバ柴田瀧川も御請申て退出し
 てこそ瀧川と打つれ鞍馬路を若狭へかゝりて帰
 國すべりれこそその用意をありとりゆる
 柴田瀧川以下諸將帰國の事
 并總見院殿御葵送行列の事
 柴田修理進勝家ハそづかみ侍五十餘人下部百二
 三十人よて上洛しつるとあれハ本道の旅行を心

りてありとや思ひりん鞍馬より貴船へかゝり丹
 波の國東田郡芥生の里へ出若狭國遠敷郡小濱へ
 かゝり越前國へ忍びく引かへしゆるより瀧川
 よも同道あるべき由を勝家志さしり小勸めしつバ
 一益も役者少あり江州路を伊勢國まぐ帰らんよ
 地下人とも見物しと免や角といをれんとも口
 惜しさらバ一同小こそとく發足したりれこれ
 より引續き前田又左衛門佐々内藏助金森入道不
 破原の面々も同くこの道を忍びつ打とりけ
 り信雄信孝の両公達もいつまぐ々在京すべき小
 ちらずとく筑前守のりて仰入られれバ筑前

大膳記ノ綱卷十二

守七々日の御法事も濟り御百ヶ日よび日數も
 遠く一よづ御歸國へつと御答申せるよ
 り然りとく七月廿七日京都を御發足りて兄弟
 うちつれ西近江路を長濱へ出て関の藤川玉村関
 が原垂井の宿あり岐阜と清洲へ引かれぬと
 まり丹羽筒井池田中川高山塩川蜂屋堀等の人々
 も暫時あがり歸國し御百ヶ日お又々上京すべ
 とて筑前守お暇乞三法師君お御目見へて夫々
 發足せし加に京都物まづかふるありぬりかくて
 筑前守ハ諸將の引拂ひし旅宿の何とを一々見分
 け破そんを修理し格外お宿料を下りしにれバ地

下人とりのおちこふて大方ありすその後右近少
 將の拜賀とて禁裏御所へ出仕し黄金白銀精米
 等おひとくまゝ献上しこれハ御垣の内の賑々
 しさこの百年をありとめし多し迄ハ謳歌しとり
 たりそれより攝家清華大臣家羽林家名家侍諸道
 のりのお至るまで一人も漏さず金銀米錢絹綿布
 を贈りし加に此人ありて天下の御後見又ある
 べかりすところれを慕ひこれおあびくと言語小絶
 たりその後故右大臣殿御改葬ありて八月
 上旬鈴始りて紫野大徳寺の内へ一寺を建立し総
 見院と号す九月十二日御百ヶ日の御法事を修す

べきとめゆといそとて大造營るれハ合期
 せずさりぬかり虚しく過すべきハ非ずとく仮殿
 を補理ハ洛中の諸牢人ハ云ハ及ハず上下男女ハ
 御為ハ念仏題目心々ハ執行し洛中洛外ハみ
 ちくし十月月上旬ハ至リ総見院の普請成就しと
 りしハ御改葬ハ十五日御法事ハ十一日より十
 七日までと定めらる清洲岐阜をどりめ粟名北庄
 所ゆへこの事を披露せし如とゆいつれハ無返
 事ある上御法事参詣の沙汰ハあり大徳寺ハ青
 銅一萬貫白米千石を寄捨し総見院ハ青銅七千

貫白米七百石法事ハ付諸雜事の奉行ハ杉原七郎
 右衛門淺野弥兵衛あり寺内外の警固ハ黒田官兵
 衛荒木十太夫蜂須賀彦右衛門各弓鉄の足輕百五
 十人侍三百五十人を率ひくこれを守る諸事の差
 定ハ十一日轉經十二日頓寫施餓鬼十三日懺法十
 四日入室十五日闇維十六日宿忌十七日同墜規式
 美を盡し善をつくり近國の武士一人ハ残らぬ
 上京し供奉しつれハ洛中洛外の宿所閉札すさ
 ま由あり大徳寺大庭ハ幕うちまをり七室莊嚴の
 燈籠八角玲瓏の銀燭左右ハ列あり床の上ハ蜀
 江の雲錦をえさく白銀の香爐ハ黄熟の沈を焚き

黄金の花瓶ハナバシ青白の蓮花ハスを挿されり上品浄土トウジヤウの
景色ケシキ思おもひまりれ堀尾茂助ホリノモトノサケノサト生駒甚助イノコノシロノサケノサト一柳市助イツリウノシノサケノサト
石川兵助イシカワノヘイノサケノサト加からりくく巡行メグロウ非ひ常じヤウをを禁いむ高山タカヤマ石イシ近チカ
大夫蜂谷出羽守オウノノサケノサト御先ミサキ詰つめあれり圓座エンザにに就つく左右サマダ
小列コタビす御奠マシ送ソウの次第ジにに真マコト光ミツへへ松マツ明アカ二ニ人ニ白シロ張チヤウをを著し
てこれを持つ次にに神カミ子コ田タ半ナ左サ衛ヱ門カド前マヘ野ノ勝カチ右ミダ衛ヱ門カド
無ム紋モンの上下ウヘノ著して左右サマダにに相あ並なび次にに大オホ田タ垣キ金カネ右ミダ衛ヱ
門カド尉ヱ山ヤマ内ウチ猪イノ右ミダ衛ヱ門カド尉ヱ木キ下シモ勘カン解ゲ由ユ桑サウ山ヤマ修シユ理リ小コ川カハ土ツチ
佐サ守シ羽ウ田タ長ナガ門カド守シ塩シホ川カハ伯ハク耆シ守シ中ナカ川カハ瀬セ兵ヘイ衛ヱとれも無
紋モンの上下ウヘノにに左サマダ右ミダ二ニ行ユクにに列タビしとり夫より四花ハナハ
堀ホリ久キウ太タ郎ロウ御ミ蠟ロウ燭ソク立タチにに池イケ田タ紀キ伊イ守シ御ミ香カウ爐ロハ長岡オウ與ユ

一郎御茶器イチロウノミチヤキ森武藏守モリノムサシノサケノサト御茶瓶ミチヤビン細川兵部大輔入ホソカハノヘイノサケノサト
道ミチ御ミ長ナガ刀タガハ三好コト孫マコ七シチ郎ロウ木キ村ムラ小コ隼スズメ人ヒト御ミ太タ刀タガハ池田イケ
勝カチ入イリ齋サイ次ジにに御ミ棺クワンにに金カネ紗シヤ金カネ欄ランにに包ツクみ欄干カンの
宝ホウ珠シュハ金銀ギン瑠ロ璃リ水スイ晶シヤウ瑠ロ瑪マ瑙ノウの光をを加カサウ一イツ
つる六ロク室シツ形カタあり御位イ牌パイハ前田マヘ民タタ部ベ郷キヤウ法ホウ印インその御
傍ナドにに三サン法ホウ師シ君キミ長ナガ谷ヤ川カハ丹ニ後ゴ守シにに抱イタかれめり立タチせ
らる御ミ輿ウをを池イケ田タ某ナニ羽ウ柴シ於カ次ジ丸マルににをを昇カく筑前チキマヘ
守シにに丹ニ羽ウ五イ郎ロウ左サ衛ヱ門カド尉ヱとと左サマダ右ミダにに立タチくこれをを助タシく
御ミ天テン蓋カサハ山岡オウ美ミ濃ノウ守シ御ミ傘ササハ丹羽ウ五イ郎ロウ三サン郎ロウこれを
役サカシす但幼コウ推オシめれハとく江口エグチ三サン郎ロウ左サ衛ヱ門カドににれれ添ソソ
り御皆ミナハ蒲生シヤウ忠チユウ三サン郎ロウその次にに小コ京キヤウ極キョク若ニホ狭サ守シ高タカ久キウ

六角の名代ハ青地市郎兵衛その次ハ赤松次郎則之佐々木弥三郎範満四人左右ハ立く供奉志と御臺所の御使ハ蒲生右兵衛大夫その次ハ筑前守の家人加藤虎之助福島市松於次丸の供ハ熊谷内藏権兵衛大谷慶松三好孫七郎の供ハ熊谷内藏丹羽長秀の内坂井与左衛門堤玄蕃池田父子の供ハ伊木荒尾細川の家人米田菊地総押ハ筒井陽舜坊法印順慶松倉右近島左近を左右ハ立く侍五十餘人弓鉄炮長柄の足輕よりく末々の者不至りくハ八十餘人となり又大徳寺の四方六町の間ハ羽柴美濃守二万餘人を引率してこれを守護し

これハ鳥あらぐり此うちへ入るかありて制限もありかハ五山十刹の長老前堂西堂首座いづれもく今日を大事と出仕く讀経の聲高く堪率天ノヒビき奇南の薰遠く紫竹鷹峯雲林院今宮及び一とあり

捨骨ハ	仙岳大禪師	二笑世	仙岳宗	洞
奠湯ハ	明叟大禪師	十九世	明叟宗	洞
念誦ハ	春屋大禪師	十一世	春屋宗	洞
起籠ハ	古溪大禪師	十世	古溪宗	洞
掛真ハ	玉冲大禪師	二世	玉冲宗	洞
鎖籠ハ	怡雲大禪師	大徳寺	怡雲宗	洞

大問已八編卷十二

大問已八編卷十二

奠茶い 竹濶大禪師御岷の弟子百廿三世 寂宗續

秉炬ハ 笑嶺大禪師

作法終れハ三法師君を長谷川丹後守介抱奉り

御焼香り それより秀吉長秀秀勝と次第

焼香一 奉りかのく本座 小復次 小秀吉七條の大

佛師を一 彫刻一 奉り御本像を拜み奉つ 小

御面描の威嚴鐘の如き 御聲をや發 一め ふらんと

かそろ一 さまぐ 舐摸 一と 群参 の面々佛師

小物を取せ されハ山の如く小見え 小りその後

総見院小 石塔を造立ある べ一 ところ黄金百枚 与

へられ紫竹小 於く 五十石の地を現米五百石を以

て買得一 総見院小 寄附一 末代までの 御回向料と

かさせらる是み ち筑前守 一身の力 を以て執行ハ

れ一 あり信雄信孝兩郷 につれも 百万石五十万石

を領一 ぬく 本能寺をと 阿弥陀寺をと 入す

づく故殿の御と 免小 いさ かの御追福を由 あり

ぬら ぐ全 ち筑前守 の大儀を行ふ を嫉一 とか得す

ところあり事の 小及 び一 ハ自滅をり と免一

ところありと後ハ 思ひ けりり けりつ さへ

御贈官位の御事まで 三法師君の御持 とハ

いへ 全く ち筑前守 の經營ありと禁裏小 申聞え 一ハ

バ羽柴少將ハ 忠孝のり のと歡感け けさ けら けら 志ハ

去バ參内すべき由を仰せ出されし母と小九重の
御垣のりこ小暉近しく天下静謐をくろり小掛る
武勇の臣と頼母しきりのありきもやされしとこ

重修真書太閤記八編卷之十二終

